

# その他役職者に関すること

(2024年3月現在)

## 定義

役職者とは、理事、評議員及び学長をいう

※一般社団法人日本私立大学連盟が策定した「私立大学ガバナンス・コード」より

### 1. 役職者の報酬

役職者18名 合計 約34,824,300円(年額・賞与含む) (前年度実績)

※評議員の報酬については、理事兼任の評議員並びに当学園の現職教職員での評議員は除く

### 2. 理事の報酬の決定方法

評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う

### 3. 評議員の報酬の決定方法

理事会の議決により行う

### 4. 学長の報酬決定方法

学長の本俸は、教育職俸給表にて、経歴等を考慮して理事長が決定する

学長の年齢が定年を超えている場合は、教育職俸給表の1等級の最高号俸を本俸とする